

令和8年6月

工事請負入札参加有資格者の方へ

大 阪 市

工事請負契約に係る請負代金内訳書の取扱いについて

令和6年6月に第三次・担い手3法が改正（令和7年12月施行）され、当該改正のうち、建設業法の改正により、材料費、労務費及び労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費の内訳を明示した見積書を作成する努力義務が規定されました。

さらに、これを踏まえ、公共工事標準請負契約約款が改正（令和7年12月施行）され、工事費内訳書に記載される経費（材料費、労務費等）について、請負代金内訳書でも内訳明示する項目として追加されたことから、本市においても標準契約書を改正し、材料費、労務費等を記載した請負代金内訳書の提出を求めるものとなりました。

これに伴い、工事請負契約書第4条（請負代金内訳書及び工程表）規定の契約締結後21日以内に発注者に提出する請負代金内訳書について、従前から明示している法定福利費（事業主負担分）に加え、「材料費、労務費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金」を明示するものとします。

1 施行日

令和8年7月1日（施行日以後に発注する案件に適用）

2 その他

法定福利費の取扱いについては、従前の取扱いから変更はありません。詳細は、令和4年3月8日付けお知らせ「[請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いの取組みについて](#)」をご確認ください。